

## 平成19年度 産地づくり計画書

春日井地域水田農業推進協議会

### 1 共通事項

#### (1) 本協議会の範囲

春日井市

#### (2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

登記簿、水田台帳、過去の生産調整の実績等（8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。）

#### (3) 生産調整実施者の確認方法

本協議会による現地確認又は、農業共済組合から提供された情報

#### (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局（消費・安全部地域第一課）から提供された情報

#### (5) 同一年度内に、同一ほ場内において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を対象とする。

#### (6) その他の共通事項

米の生産調整の推進に資するものであること。



(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類	7 D 3
具体的内容 [支出の項目]	協議会の運営を行うのに必要な事務費等経費について助成を行う。
効 果	円滑な協議会運営が図られることで、水田農業構造改革の推進等に資する。
助成要件 [支出の対象]	印刷製本費・・・ 説明会用のパンフレット 通信運搬費・・・ 会議開催の案内の郵送料 備品購入費・・・ パソコン周辺機器 消耗品費・・・ 印刷用紙 会議費・・・ お茶代
確認方法	印刷製本費・・・ 領収書、成果物 通信運搬費・・・ 領収書 備品購入費・・・ 領収書、見積書 消耗品費・・・ 領収書 会議費・・・ 領収書、会議結果報告書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	印刷製本費・・・パンフレット 5,000 枚×2 円 = 10,000 円 通信運搬費・・・ 80 円×3 回×125 件 = 30,000 円 消耗品費・・・ 印刷用紙 4 箱×2,500 円 = 10,000 円 備品購入費・・・ ハードディスク 50,000 円 会議費・・・ 100 円×90 本 = 9,000 円
単価調整の方法	当初計画を上限とする。 不足した場合、他の使途の予算で流用する。

助成金の使途の名称	米助成
分類	1 2 2
具体的内容 [ 支出の項目 ]	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	水田地帯において、米の生産調整を推進する上で有効である。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産調整実施者の確認を受けたものであり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）</li> <li>法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産事務次官通知。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実</li> </ul>

	<p>施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</li> </ul> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工用米需要者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>加工用米の確認 加工用米流通契約に基づく出荷伝票</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>1俵（玄米60kg）当たり500円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>春日井地域水田農業推進協議会において、加工用米への助成に係る費用の合計が、県協議会からの交付額を上回る場合は、費用の合計額が県協議会からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 30,000 / 助成に係る費用の合計 × 500円</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成
分類	1 1 1
具体的内容 [ 支出の項目 ]	当該年度に水田 1 枚を単位として水稲の作付けを行わない水田において、景観形成作物作付けを行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	水稲以外の作物を作付けすることにより、米の生産調整の推進に資するとともに、農村景観の向上になり、良好な水田環境の保全に資する。
助成要件 [ 支出の対象 ]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）</li> <li>法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産事務次官通知。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実</li> </ul>

	<p>施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・ 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。</li> </ul> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における景観の形成に寄与するものとして、春日井地域水田農業ビジョンに載せてある、れんげ、菜の花、コスモスとする。</li> <li>・ 当該年度に水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の状態で作付けされていること。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認  農地基本台帳、営農計画書、実測  通常の状態での栽培管理がおこなわれていること。及び主食用水</p>

	<p>稲の作付けが行われていないことの確認</p> <p>営農計画書、現地確認（れんげ・菜の花：4月15日、コスモス：10月1日、水稻の作付けが行われていないこと：7月中）</p>
<p>助成水準</p> <p>[積算根拠]</p> <p>(助成額の算定方法)</p>	<p>10アール当たり10,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>春日井地域水田農業推進協議会において、景観形成作物助成に係る費用の合計が、県協議会からの交付額を上回る場合は、費用の合計額が県協議会からの交付額以内となるよう、<u>助成単価の調整を行う。</u></p> <p><u>調整後の助成単価 = 500,000円 / 助成に係る費用の合計</u> <u>× 10,000円</u></p>

助成金の使途の名称	地産地消作物助成
分類	2 7 1
<p>具体的内容</p> <p>[支出の項目]</p>	<p>水田において、米以外の農作物を市内の直売所に出荷した農家及び市内の学校給食用に作った農家に対し、産地づくり推進交付金を活用する。</p>
効果	<p>米の生産調整を推進するため、米以外の地域に適した季節の野菜をつくることにより、産直売所に出荷した作物及び産直売所から学校給食用に作物を提供することで地域の人々や子どもたちに地域の作物を「見て」、「食べて」、「知って」いただくことが食育対策となる。</p>
<p>助成要件</p> <p>[支出の対象]</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過</li> </ul>



程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）

- ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産事務次官通知。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。
- ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。
- ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。</li> </ul> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンセンター産直部会の会員であること。</li> <li>・ 地域における地産地消に寄与するものとして、市内の産直売所に出荷した作物、且つ、出荷先から学校給食用として使用する作物であること。</li> <li>・ 当該年度に水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の状態で作付けされていること。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <p>農地基本台帳、営農計画書、実測</p> <p>通常の栽培管理がおこなわれていること。及び主食用水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <p>営農計画書、現地確認</p> <p>グリーンセンター産直部会会員の確認</p> <p>尾張中央農業協同組合から提供された情報により確認</p> <p>産直に出荷</p> <p>出荷伝票の確認</p> <p>学校給食用に使用</p> <p>学校給食センターへの納品書の確認</p>
<p>助成水準</p> <p>[ 積算根拠 ]</p> <p>(助成額の算定方法)</p>	<p>10アール当たり10,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>春日井地域水田農業推進協議会において、地産地消作物助成</p>

	<p>に係る費用の合計が、県協議会からの交付額を上回る場合は、費用の合計額が県協議会からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">調整後の助成単価 = 600,000 円 / 助成に係る費用の合計 × 10,000 円</p>
--	---

### 3 新需給調整システム定着交付金助成事業

#### (1) 総括表

用途の区分 及び用途の名称	作物等区分	員数	単価	金額	備考
その他意欲的な生産調整の取組に対する用途	加工用米	60 俵	1000 円 / 俵	60,000 円	
	合 計	60 俵		60,000 円	

#### (2) 用途ごとの内容

用途の名称	その他意欲的な生産調整の取組に対する用途
作物等区分	加工用米
具体的内容	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	水田地帯において、米の生産調整を推進する上で有効である。
助成の要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産調整実施者の確認を受けたものであり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販</li> </ul>

売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）

- ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産事務次官通知。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。
- ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。
- ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の

	<p>( 2 ) の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が 0 円となる場合には、助成対象となり得る。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工用米需要者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること。</li> <li>・ 地域協議会助成事業の交付金の交付対象が加工用米であった場合も、重複して交付できるものとする。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>生産調整の実施者の確認</p> <p>本協議会による現地確認又は、農業共済組合から提供された情報</p> <p>集荷円滑化対策に係る拠出の確認</p> <p>東海農政局から提供された情報</p> <p>加工用米の確認</p> <p>加工用米流通契約に基づく出荷状況</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>1 俵 ( 玄米 6 0 k g ) 当たり 1 , 0 0 0 円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = <math>40,000 \text{ 千円} / \text{交付申請額の合計} \times 1,000 \text{ 円}</math></p>

#### 4 需要量に関する情報

##### ( 1 ) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
1,425 トン	1,425 トン	
合 計	1,425 トン	

##### ( 2 ) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
1,425 トン	1,425 トン	